

「経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（案）」等に関する意見公募要領

令和4年12月2日
内閣府地方創生推進事務局
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 意見募集対象

- ・ 経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（案）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年12月2日（金）～令和4年12月31日（土）必着
（郵送の場合は終了日、電子メールの場合は17時必着）

4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

（1）e-Gov

e-Govの意見提出フォームからご提出ください。
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

（2）郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課

「経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（案）について」

パブリックコメント担当 宛て

（3）電子メール

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、意見提出用紙を電子メールに添付し、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス： denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する

命令（案）について」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課
経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（案） パブリックコメント担当 宛て

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（案） に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	